

第3号議案 会費規程改定の件

(一社) 東京都産業資源循環協会の会員会費を次のとおり改定することとし、「一般社団法人 東京都産業資源循環協会 会費規程」を別紙のとおり改訂する。

会員の 種類	許可業種等の区分	現		新		
		年額 (単位：円)	月額 (単位：円)	年額 (単位：円)	月額 (単位：円)	
正会員	収集運搬業 (積替えも保管も含まない。)	84,000	7,000	<u>108,000</u>	<u>9,000</u>	
	収集運搬業 (積替え又は保管を含む。)	120,000	10,000	<u>144,000</u>	<u>12,000</u>	
	広域認定(施設なし。)					
	再生利用認定					
	処分業	中間処理	180,000	15,000	<u>216,000</u>	<u>18,000</u>
		最終処分				
	広域認定(施設あり。)					
	無害化処理認定					
排出事業者	60,000	5,000	<u>72,000</u>	<u>6,000</u>		
個人営業の小規模企業とみなされる収集運搬業(積替えも保管も含まない)	36,000	3,000	<u>48,000</u>	<u>4,000</u>		
賛助会員		1口 50,000	1口 <u>80,000</u>			

※改訂箇所を下線付きで表記

一般社団法人 東京都産業資源循環協会 会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都産業資源循環協会（以下、「本協会」という。）定款第7条に定める規定に基づき、本協会の会員の入会金及び会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会金)

第2条 入会金は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 20,000円
- (2) 賛助会員 10,000円

(会 費)

第3条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員の会費は、許可業種等の区分により別表のとおりとする。

ただし、個人営業の小規模企業とみなされる正会員については、収集運搬業（積替えも保管も含まない）に限り年額48,000円（月額4,000円）とすることができる。

- (2) 賛助会員の会費は、年額1口につき80,000円とする。

(臨時会費)

第4条 会務の執行上臨時に資金の必要が生じた場合には、総会の議決により臨時会費を徴収することができる。

(会費の納入、適用)

第5条 正会員の会費は四半期毎に3ヶ月分に相当する金額を一括前納するものとする。ただし、四半期の途中で入会する者は、入会する月から次の納期までの残存期間に対応する月数分に相当する金額を一括前納するものとする。

- 2 正会員の会費の許可業種等の区分は、年度の途中において許可上業種の変更、追加等が行なわれたときは、翌年度4月1日をもって改訂するものとする。
- 3 許可業種等の区分は、都道府県の区域に拘らず、正会員の行う業の広域的範

囲によるものとし、2種以上の業を行っているときは、会費の上位額を適用するものとする。

4 賛助会員は入会月を基準として、一年分一括前納するものとする。

(変 更)

第6条 この規程の変更は、総会の決議を経て行うものとする。

(補 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が理事会の承認を得て定めるものとする。

附 則

この規程は、本協会の設立登記のあった日から施行する。

附 則 (平成30年5月24日一部変更)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月26日一部変更)

この規程は、令和4年5月26日から施行する。

附 則 (令和8年5月28日一部変更)

この規程は、令和9年4月1日から施行する。

【別表】

会員の種類	許可業種等の区分	年額（単位：円）	月額（単位：円）	
正 会 員	収集運搬業 （積替えも保管も含まない。）	<u>108,000</u>	<u>9,000</u>	
	収集運搬業 （積替え又は保管を含む。）	<u>144,000</u>	<u>12,000</u>	
	広域認定（施設なし。）			
	再生利用認定			
	処分業	中間処理	<u>216,000</u>	<u>18,000</u>
		最終処分		
	広域認定（施設あり。）			
	無害化処理認定			
排出事業者	<u>72,000</u>	<u>6,000</u>		
	個人営業の小規模企業とみなされる収集運搬業（積替えも保管も含まない）	<u>48,000</u>	<u>4,000</u>	

※ 参 考 賛助会員 : 年額 1口 80,000円